

V 解散・合併

V (1) 解散・清算の手続き

1 NPO法人の解散・清算

(1) 解散

NPO法人は、法に掲げる事由によって解散することができます。(法31)

(2) 清算

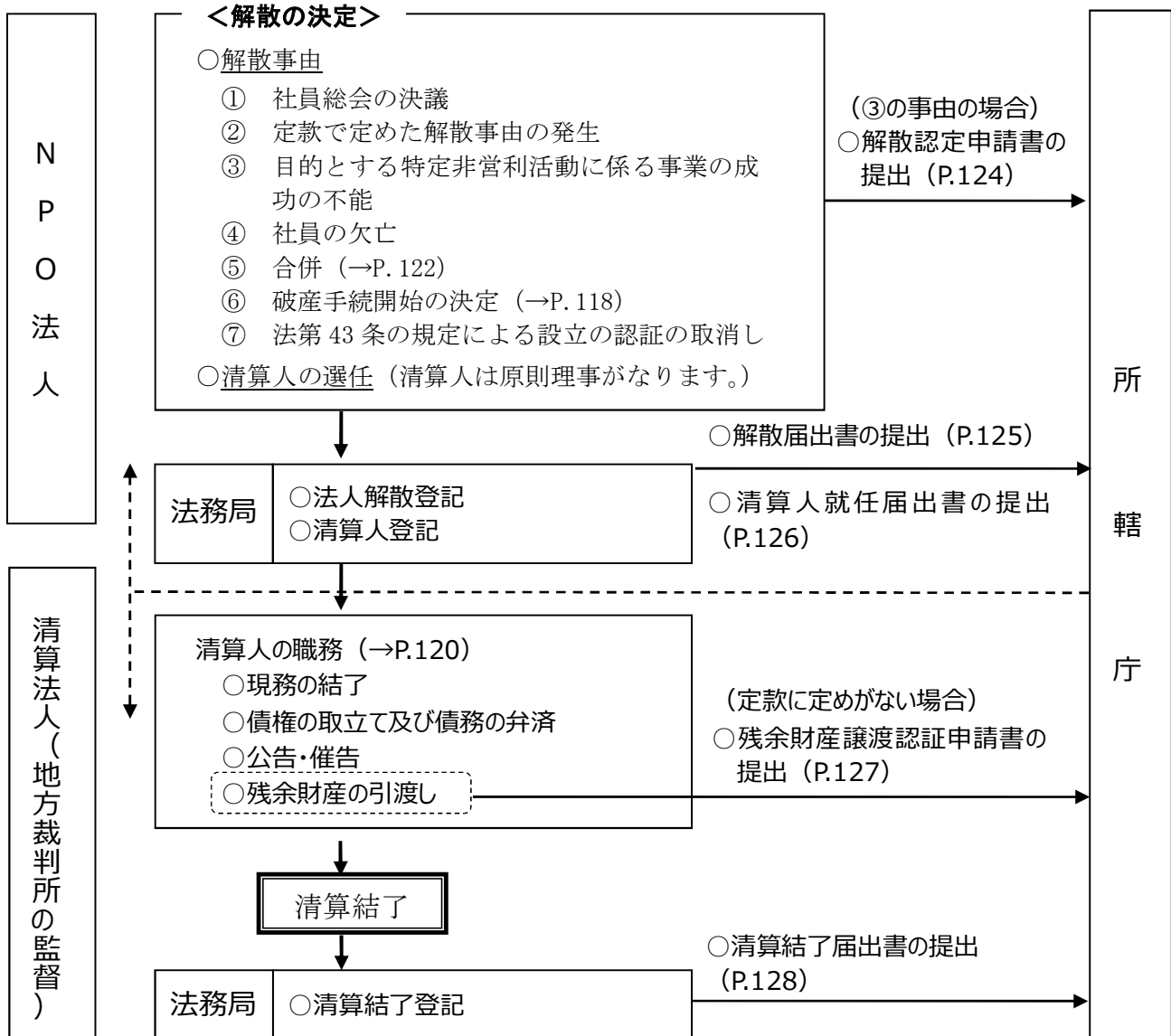
解散したNPO法人は、清算の目的の範囲内においてなお存続するものとみなされます。

清算人は、解散後遅滞なく公告し(官報に掲載)、債権者に対して一定期間内(2ヶ月以上)にその請求を申し出るよう催告をしなければいけません。(法31⑩)

清算終了後、清算終了の登記をもって、NPO法人格が消滅することとなります。

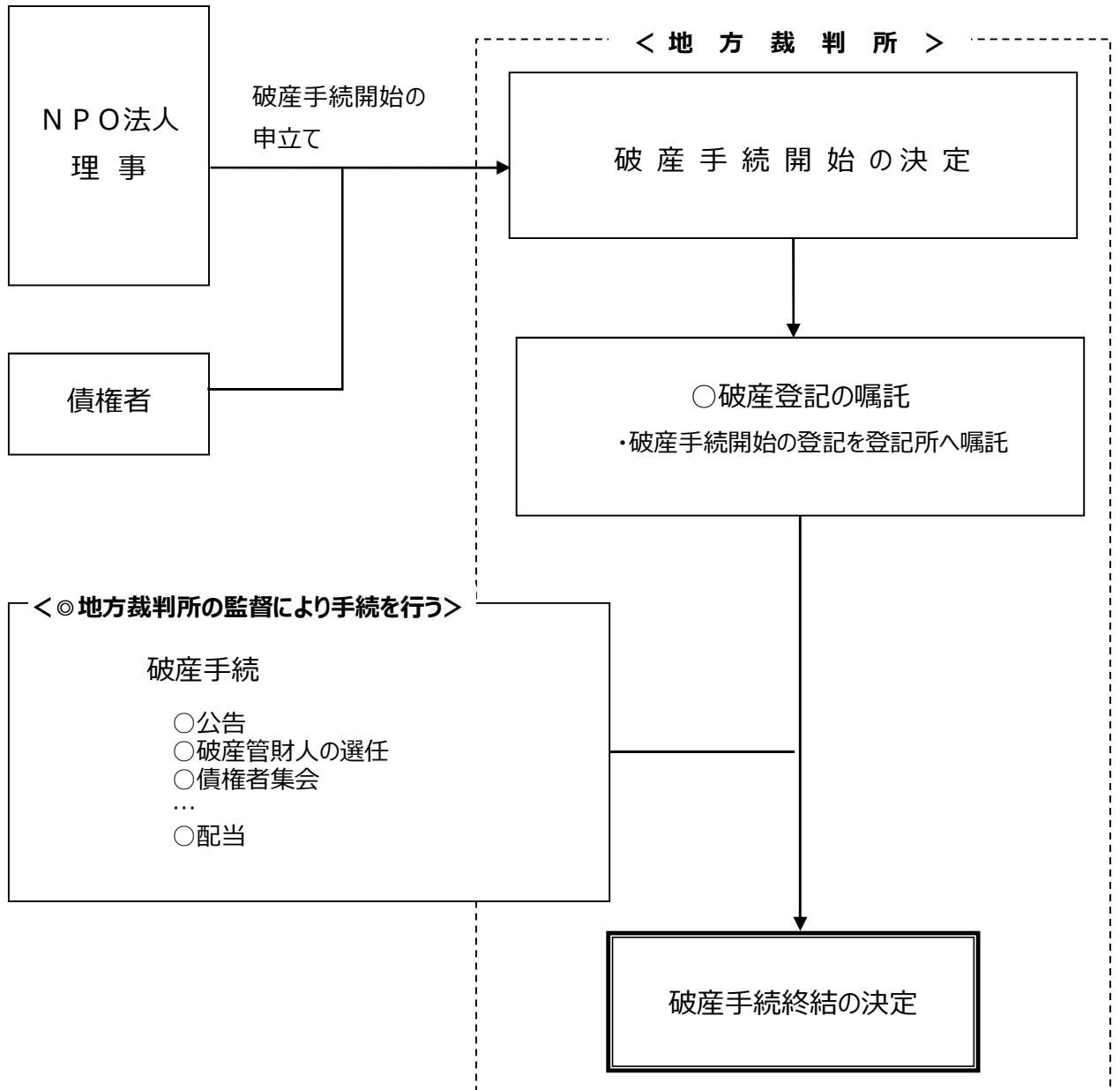
2 解散の手続き

(1) NPO法人の解散手続の流れ



< 法人が破産した場合 >

法人が、破産の原因である「法人の財産の内容である、負債が資産を上回った状態」に陥った場合、地方裁判所が破産手続開始を決定し、破産手続が行われます。



(2) 解散事由

NPO法人は、次に掲げる事由により解散します。(法 31 の 1)

- | |
|-----------------------------------|
| ① 社員総会の決議 (第 1 号) |
| ② 定款で定めた解散事由の発生 (第 2 号) |
| ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (第 3 号) |
| ④ 社員の欠亡 (第 4 号) |
| ⑤ 合併 (第 5 号) |
| ⑥ 破産手続開始の決定 (第 6 号) |
| ⑦ 第 43 条の規定による設立の認証の取消し (第 7 号) |

※①については、議決は、社員総数の 4 分の 3 以上の多数をもってしなければなりません。

ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではありません。

※④については、社員が一人もいなくなった場合(役員がいても、社員でない場合も含む)です。

※⑥については、理事等の申立てにより、裁判所が破産手続の開始を決定した場合です。

(3-1) 解散事由①、②、④、⑥の場合の手続

まず、法務局で解散及び清算人の登記を行います。⑥の場合を除き、主たる事務所の所在地においては 2 週間以内に登記します。この時点で、NPO法人はなくなり、清算法人となります。

清算人は原則として理事となります。

清算人は、解散届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付し、所轄庁に提出します。

	提出書類等	様式	部数	参照P
1	解散届出書	第 10 号	1	125
2	解散及び清算人を登記したことを証する登記事項証明書 (原本)	官公署	1	—

(3-2) 解散事由③の場合の手続

まず、所轄庁の解散の認定が必要です。

代表者は、解散認定申請書に、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能について確認した書類(社員総会議事録、社員総会が開けない場合は理事会議事録)等を添付して、所轄庁に提出します。

	提出書類等	様式	部数	参照P
1	解散認定申請書	第 9 号	1	124
2	事業の成功の不能を証する書面	任意	1	—

所轄庁が認定した場合、その書類をもって、法務局で解散及び清算人の登記を行います。以後、上記(3-1)に同じ。

(4) 残余財産の帰属の認証

解散したNPO法人の残余財産は、定款で定める帰属すべき者に帰属します。定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができるため、残余財産譲渡認証申請書により申請しなければなりません。

なお、定款で残余財産の帰属先を定める場合は、次に掲げる者から選定しなくてはなりません。

- ・他のNPO法人
- ・国又は地方公共団体
- ・学校法人
- ・公益法人（公益社団法人、公益財団法人）
- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人

	提出書類等	様式	部数	参照P
1	残余財産譲渡認証申請書	第12号	1	127

3 清算の手続き

(1) 清算人の登記及び届出

清算中に就任した清算人は、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その氏名、住所を登記し、清算人就任届出書により所轄庁へ届け出ます。

	提出書類等	様式	部数	参照P
1	清算人就任届出書	第11号	1	126
2	清算人就任の登記事項証明書（原本）	官公署	1	—

(2) 清算人の職務

① 現務の結了

現に継続中の事務を、理事から引き継いで完結させなければなりません。

② 債権の取立て及び債務の弁済（法31⑫）

債務の弁済は重要であり、申し出た債権者には逐次弁済することになっています。

※申し出られた債権の全部を弁済できない場合は、裁判所に破産手続開始の申立てを行う。

③ 公告（法31⑩）

清算人は、就任後遅滞なく、少なくとも1回の公告をし、債権者に対し、一定期間内（2ヶ月以上）にその請求を申し出るよう催告しなければなりません。この公告には、期間内に申し出ないときは、清算から排除する旨を付記しなければなりません。

公告の方法は、官報に掲載する他、定款に規定した方法で行います。

*官報とは、「法令の公布紙・国の広報誌」として発刊されている全国紙です。
官報への掲載のお申込みは、下記までお問い合わせください。

岡山県官報販売所（有文堂）

岡山市北区幸町3番22号

TEL：086-222-2646

④ 残余財産の引渡し

以上の手続を終わって残余財産がある場合は、これを譲渡先に引き渡します。

(3) 清算終了の届出

清算が終了したときは、清算人は、清算終了届出書に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、所轄庁に届け出ます。

	提出書類等	様式	部数	参照P
1	清算終了届出書	第13号	1	128
2	清算終了の登記事項証明書（原本）	官公署	1	—